

第11回ケニア非行少年処遇制度研修

1 日程及び参加者

- (1) 平成23年2月15日(火)～3月11日(金)
- (2) ケニアにおける少年司法関連機関幹部職員15名
内訳：ジェンダー・児童・社会開発省児童局職員5名、副大統領府及び内務省更生保護局職員4名、同矯正局職員2名、ケニア警察職員2名及び裁判官2名

2 研修概要

ケニア政府は、2009年10月以来、JICAの技術協力プロジェクトたる「少年保護関連職員能力向上プロジェクト」に取り組んできた。このプロジェクトの目的は、少年保護関連職員を育成するための研修制度を確立することにある。

本研修は、このプロジェクトをさらに推進するため、次の事項を実施する。

- ケニアにおいてこれまでに実施した少年保護関連職員研修の結果を分析し、試行段階にあるカリキュラム及びマニュアルの内容と研修実施方法等の見直しを行う。
- 少年司法制度並びに非行少年処遇等に関する講義及び見学により、非行少年の処遇に必要な事項についての理解を深める。
- ケニアにおける少年保護関連職員研修のカリキュラム及びマニュアルの改訂に向けた具体的提言並びに同研修制度向上のための行動計画を策定する。

3 客員専門家等

本研修の一環として、アジ研教官による講義のほか、以下の外部講師による講義を行う（敬称略）。

- ハリー・ブラグ
オーストラリア・西オーストラリア大学名誉研究員
- クリストファー・トロッター
オーストラリア・モナシュ大学准教授
- 小林 英義
東洋大学教授
- 八木原 律子
明治学院大学教授

以上